

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

令和2年2月21日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部を変更する件

秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（平成28年2月15日議決）の一部を次のように変更する。

2 現状と課題中「保健事業」を「高齢者保健事業」に改める。

3 基本方針の（4）中「保健事業」を「高齢者保健事業」に改め、「連携し、」の次に「高齢者の心身の特性に着目した」を加える。

4 基本施策の（4）中「保健事業」を「高齢者保健事業」に、「保健師」を「医療専門職」に、「健康相談訪問事業の実施」を「健康相談訪問及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）」に改める。

5 広域連合及び関係市町村が行う事務の（4）を次のように改める。

（4）高齢者保健事業に関する事務

広域連合	関係市町村
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者保健事業の委託</li><li>・ 関係市町村が行う健康診査事業、健康増進事業への支援</li><li>・ 医療専門職による健康相談訪問事業の計画、実施</li><li>・ 国保データベース（KDB）システム等を活用した医療分析の実施及び保健指導の推進と、統計情報の提供</li><li>・ 関係市町村が実施する一体的実施の取組に係る事業への支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康診査事業、健康相談・指導及び健康増進事業の実施</li><li>・ 医療専門職による健康相談訪問事業の実施</li><li>・ 医療専門職を配置・活用した、一体的実施を含む高齢者保健事業の企画調整及び取組の実施</li></ul>